

選挙時における体育館の使用について

文京スポーツセンターは、公職選挙法等による投票所及び開票所に指定される場合がある。指定された場合には、文京区選挙管理委員会の指示に従い、協力すること。

なお、実際の使用場所及び時間については、文京区選挙管理委員会との協議によることとする。

1 使用期間

投票日前日（土曜日）午前9時（投票所設営開始）から投票日翌日（月曜日）午後6時（開票所撤去完了）まで

2 使用区分

(1) 投票日前日（土曜日）

ア 全日使用場所

多目的室、駐車場、壁打ちテニス・キャッチボール場

(2) 投票日当日（日曜日）

ア 全日使用場所

競技場、卓球場、多目的室、スポーツ多目的室、会議室、医務室、駐車場、壁打ちテニス・キャッチボール場

イ 午後6時から使用する場所

剣道場、柔道場、弓道場、プール、トレーニングルーム

(3) 投票日翌日（月曜日）

ア 午後6時（開票所撤去完了）まで使用する場所

競技場、卓球場、多目的室、駐車場、壁打ちテニス・キャッチボール場

3 その他

投票日前々日（金曜日）から、下記の物品等について館内に設置する。

物品	保管・設置場所	備考
臨時電話	2階管理事務室	
FAX・コピー機	1階倉庫(1)	
車椅子	2階救護室	
選挙公報	受付横等	選挙当日までの約1週間
門標設置	正面玄関	投票日当日のみ